



JSG ニュースレター

事業年度終了前に関連者間取引に係る 移転価格一括調整が可能となる関連規定

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

グローバルに展開する多国籍企業は常に移転価格計算モデルを構築・運用することにより、グループ全体の移転価格リスクを管理することに加え、グループ内での二重課税リスクを低減させるため、期中又は期末に移転価格の一括調整を実施することがあります。取引の経済的実質を反映し、関連者間取引による利益が独立企業間取引に合致すると

共に合理的な税負担を確保することを目的として、台湾財政部は 2019 年 11 月 15 日付で通達を公表しました。当該通達を受け 2020 年度より、営利事業が関連者間取引に従事し、一定の要件を満たすと共に規定に基づき税金を納付している場合、事業年度終了前に移転価格の一括調整を実施することが可能となりました。関連する要件等の主なポイントは、下記のとおりです。

【移転価格の一括調整に係る要件】

1. 関連者間取引の当事者は、事前取引条件及び移転価格に影響を及ぼす全部の要因を協議した上で合意に至っており、且つ当該合意に基づき調整する売掛金・買掛金等の債権債務を財務会計上で認識・計上済みである。
2. 関連者間取引のその他の当事者が、同時に対応する調整を行っている。

【移転価格の一括調整に伴う納税に係る規定】

営利事業が前述する移転価格の一括調整を実施している場合、下記の規定に基づき、調整後の取引価格に従い、関税、営業税、所得税などの関連する税金を納付しなければならない。規定に従って納付していない場合、調整年度の所得税申告時に移転価格の一括調整を実施していることを主張することができない。

国境を越えた有形資産の移転に該当する関連者間取引

関税	1. 貨物の輸入時に輸入通関書類に「〇〇〇事業年度の移転価格一括調整手続」と明記し、コマーシャルインボイス及び貨物価格申告書を添付しなければならない。暫定価格により税関に対し、台湾関税法第 18 条第 3 項第 3 号の規定に基づき保証金を納付する方法で事前に検査を受け、引き取りを行う。また、税
-----------	--

	<p>関が発行する「税関の輸入貨物に係る税金納付証明及び振込申請書」を受領する。</p> <p>2. 調整年度終了後の一ヶ月以内に申請書及び関連書類を添付の上、調整後の取引価格に従って関税法の課税価格に関する規定に基づき審査を受けるよう税関に申請し、輸入貨物に係る関税及び税関が代理徴収するその他の税金の追加納税又は還付を受ける。</p> <p>3. 申請書に記載すべき事項及び関連資料は以下の通り。</p> <p>(1) 検査済みの課税価格の輸入通関書類ナンバー、アイテム毎の暫定価格及び正式なコマースャルインボイス価格。</p> <p>(2) 取引価格の決定理由又は価格の計算方法。</p> <p>(3) 取引契約書、正式なコマースャルインボイス、支払証明書及びその他の関連書類。</p> <p>4. 貨物の輸入時に、税関に対し保証金を納付する方法で先に検査を受け、引き取りを行ったが、調整した事業年度終了後の一ヶ月以内に申請書及び関連資料を提出しないまま、関税法の課税価格に関する規定に基づき税関に対し審査の申請を行う場合は、税関は自ら課税価格を決定する。</p>
国境を越えた有形資産の移転以外に該当する関連者間取引	
営業税	<p>移転価格の一括調整に係る声明書等の証明文書を提出しなければならず、事業年度の最終申告期の課税売上額、納付すべき（又は過納付となっている）営業税額と併せて所在地を管轄する国税局に営業税を申告しなければならない。台湾国外から役務の提供を受ける、及び物品の輸出又は台湾国外への役務の提供を行うケースを除き、取引価格を増加させる時には、併せて統一発票を発行する一方、取引価格を減少させる時には値引処理を行わなければならない。統一発票又は値引証憑に「移転価格の一括調整」と注記しなければならない。</p>

貨物税	移転価格の一括調整に係る声明書等の証明文書を提出しなければならず、事業年度の最終月の出荷貨物に係る納付すべき税額と併せて、所在地を管轄する国税局に貨物税を申告しなければならない。
所得税	有形資産の移転以外に該当する取引価格の調整については、該当する所得の分類に従い、台湾所得税法の関連規定に基づき、源泉徴収の追加（又は還付）に係る手続きを行わなければならない。

【移転価格の一括調整に係る申告・開示規定】

営利事業は調整年度に該当する所得税確定申告時に、規定の書式により当該関連者間取引に関する情報を開示しなければならず、該当する取引の契約書、当該関連者間取引のその他の当事者が調整を行った関連証明文書及び関連する税目の調整に伴う証憑と併せて所在地を管轄する国税局に提出しなければならない。また、取引価格の変動理由及び実際の調整結果について説明を行わなければならない。

営利事業が関連者間取引に従事する際は独立企業間取引原則に従い価格又は利益を設定しなければならず、規定に従い移転価格の一括調整を行う法人は、当年度の所得税確定申告時に台湾所得税法第 43 の 1 条、移転価格審査準則（正式名称は「営利事業所得税に係る通常の処理に合致しない移転価格審査準則」）及び関連法規により処理しなければならない。国税局は、営利事業が該当年度の営利事業所得税確定申告案件の査定時において、通常の営業処理に合致しない状況を発見した時は、通常の営業処理に基づく調整額を決定する。当該調整は所得額の調整に属するため、移転価格の一括調整に該当せず、これを以て税関又は国税局に対し所得税以外の税金の更正を申請することができない。



Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。Deloitte (“DTTL”) はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド (Deloitte AP) は保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京を含む 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとはみなすことはできません。本資料に依拠することにより利用者が被った損失について、Deloitte ネットワークおよび如何なる組織体も一切責任を負わないものとします。

© 2019 勤業眾信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

關係企業間受控交易得於會計年度結束前 進行一次性移轉訂價調整相關規定

全球布局之跨國集團企業，常透過建置移轉訂價計價模式控管集團整體移轉訂價風險，並常於年中或年底進行一次性移轉訂價調整，以降低集團重複課稅風險。為反映交易經濟實質以確保關係企業間之受控交易利潤符合常規交易並負擔合理稅負，財政部於民國(以下同)108年11月15日發布函令核釋：自109年度起，營利事業從事受控交易，符合一定要件並依規定繳納相關稅捐(費)者，得於會計年度結束前進行一次性移轉訂價調整。謹彙總要件內容重點如下。

一次性移轉訂價調整要件：

1. 所涉受控交易之參與人，事先就其交易條件及所有影響訂價之因素達成協議，且該依協議調整之應收應付價款已計入財務會計帳載
2. 所涉受控交易之其他參與人，同時進行相對應調整。

一次性移轉訂價調整繳納稅(費)規定：

營利事業進行前述一次性移轉訂價調整者，應依下列規定，按其調整後之交易價格，繳納關稅、營業稅、及所得稅等相關稅費，未依規定繳納者，不得於調整年度所得稅結算申報時主張進行一次性移轉訂價調整。

屬跨境有形資產移轉之受控交易	
關稅	<ol style="list-style-type: none">貨物進口時，應於進口報單註明辦理「○○○會計年度一次性移轉訂價調整作業」，檢附預估商業發票及貨價申報書，以暫訂價格向海關申請依關稅法第 18 條第 3 項第 3 款規定以繳納保證金方式先行驗放，並取得由海關核發之「海關進口貨物稅費繳納證兼匯款申請書」於辦理調整之會計年度結束後 1 個月內檢送申請書及相關資料，向海關申請按調整後交易價格依關稅法完稅價格規定辦理審核，補繳或退還進口貨物關稅及相關代徵稅費。申請書應載明事項及相關資料如下：<ol style="list-style-type: none">申請核定完稅價格之進口報單號碼、項次暫訂價格及正式商業發票價格。決定交易價格之理由或價格計算方法。檢附交易合約、正式商業發票、付款證明及其他相關文件。於貨物進口時，向海關申請以繳納保證金方式先行驗放，惟未於辦理調整之會計年度結束後 1 個月內檢送申請書及相關資料向海關申請依關稅法完稅價格規定辦理審核者，海關將逕行核定完稅價格。
屬跨境有形資產移轉以外之受控交易	
營業稅	應檢附一次性移轉訂價調整聲明書等證明文件，併同會計年度最後一期銷售額、應納或溢付營業稅額，向所在地國稅局申報營業稅；除購買國外勞務及外銷貨物或勞務案件外，應於調增交易價格時併同開立統一發票、調減交易價格時應按折讓處理，並於統一發票或折讓單註記一次性移轉訂價調整。
貨物稅	應檢附一次性移轉訂價調整聲明書等證明文件，併同會計年度最後月份出廠貨物之應納稅款，向所在地國稅局申報貨物稅。
所得稅	調整有形資產移轉以外之交易價格，如屬之所得，應依所得稅法相關規定辦理退補扣繳稅款

一次性移轉訂價調整申報揭露規定：

- 營利事業應於辦理調整年度所得稅結算申報時，依規定格式揭露該受控交易相關資訊，併同檢送交易合約、該受控交易其他參與人進行調整相關證明文據及相關稅目調整憑證予所在地國稅局，並說明交易價格變動理由及實際調整結果。

營利事業從事受控交易應依常規交易原則訂定價格或利潤，其符合規定進行一次性移轉訂價調整者，於辦理當年度所得稅結算申報時，仍應依所得稅法第 43 條之 1、營利事業所得稅不合常規移轉訂價查核準則及相關法令規定辦理。國稅局於審理營利事業該年度營利事業所得稅結算申報案件，如發現有不合常規情事，依規定按營業常規予以調整核定，該調整屬於所得額之調

整，非屬一次性移轉訂價調整之範疇，不得依此向海關或國稅局申請更正所得稅以外之稅捐。



Get in touch

日商組官方網站

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte("DTTL")並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱 "Deloitte 聯盟") 不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2019 勤業眾信版權所有 保留一切權利